

# 盛土材料取扱基準

## 1. 適用範囲

本基準は、静岡市が発注する道路、河川、海岸及び砂防工事において使用する盛土材料に適用する。

なお、再生下層路盤材・再生基礎裏込材については、再生下層路盤材・再生基礎裏込材取扱基準による。

## 2. 盛土材料

### (1) スコリア

スコリアとは、火山砕くずの中の火山砂レキで、良好な粒度分布を有するものをいう。

### (2) 切込碎石

切込碎石とは、岩石を破砕する機械（リッパー、バックホウ、ブレーカー等）およびクラッシャーで小割し、ふるい等でオーバーサイズを除き、岩砕と山土が混合したものをいう。

### (3) 山砂利

山砂利とは、砂利層の地山から採取したもので、良好な粒度分布を有するものをいう。

### (4) 山土

山土とは、盛土材料として十分な強度と支持力を有し、変形量が少なく水が侵入しても膨潤弱化しにくいものをいう。

### (5) 建設発生土

建設工事に伴って副次的に得られる土砂で、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当しないものをいう。

### (6) 良質土

新材及び建設発生土のうち、含水比低下、粒度調整、安定処理等の土質改良を行わなくてもそのまま盛土や埋戻しができるものをいう。

### (7) 再生材（再生盛土材・再生下層路盤材・再生基礎裏込材等）

再生材とは、コンクリート殻またはアスファルトコンクリート殻、鋳物砂等再生処理工場で再生処理した製品をいう。

### (8) 土質改良土

土質改良土とは、土砂をセメント、石灰その他のものにより安定処理したものをいう。また、土質改良土に良質土または再生材を混合したものは良質土ではなく、土質改良土として扱う。

### (9) 泥土改良土

泥土改良土とは、泥土（浚渫土のうちおおむねコーン指数 200kN/m<sup>2</sup> 以下のもの）または建設汚泥を安定処理したものまたは焼成処理したものをいう。また、泥土改良土に良質土または再生材を混合したものは、良質土ではなく、泥土改良土として扱う。（汚泥土を除く。）

※ 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

## 3. 材料の品質規格

アスファルト塊、コンクリート塊、木片、ゴミ、金属類及び有害物質等の異物をふくんではならない。

### (1) 裏込め材・埋戻し材

構造物の裏込め材や埋戻し材は、次に掲げる規格に適合するものとする。

- ① 4.75mmふるい通過質量百分率：25～100%

- ② 75  $\mu$  mふるい通過質量百分率：0～25%
- ③ 塑性指数（425  $\mu$  mふるい通過分について）：10 以下
- ④ 設計 CBR：20%以上
- ⑤ 最大粒径：40mm以下

(2) 路床材

路床材は、道路土工指針等に規定する品質を満足し、次に掲げる規格に適合するものとする。

- ① 4.75mm ふるい通過質量百分率：25～100%
- ② 75  $\mu$  m ふるい通過質量百分率：0～25%
- ③ 塑性指数（425  $\mu$  m ふるい通過分について）：10 以下
- ④ 設計 CBR：20%以上
- ⑤ 最大粒径：100mm 以下

(3) 路体材

山土等の路体材は、次に掲げる規格に適合するものとする。

- ① 4.75mm ふるいを通る試料の中に占める 75  $\mu$  m ふるい通過質量百分率：50%以下
- ② 塑性指数（425  $\mu$  m ふるい通過分について）：30 以下
- ③ 最大粒径 300mm 以下

(4) 建設発生土のうち工事間で流用する土砂

建設発生土を流用する際は、次に掲げる規格に適合するものとする。

1) 路床材

- ① 土質区分：第2種建設発生土以上
- ② 設計 CBR：20%以上
- ③ 最大粒径：100mm 以下

2) 路体材

- ① 土質区分：第3種建設発生土以上
- ② 最大粒径：300mm 以下

国、他の公共団体等や他部局が行う工事への搬出入を行う場合は関係法令を遵守するものとする。

土質区分判定のための指標は、次の調査試験方法により求めるものとし、調査に要する費用負担は搬入事業者、搬出事業者が協議し決定するものとする。

試験項目	試験方法	判定指標
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228	コーン指数
地盤材料の工学的分類	JGS 0051	土質材料の工学的分類
土の含水比試験	JIS A 1203	自然含水比
土の粒度試験	JIS A 1204	土の粒度
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	土の液性限界・塑性限界

(5) 土質改良土・泥土改良土

- ① 改良土との発熱反応が終了したものを使用するものとする。  
改良後の養生期間は次のとおりとする。  
セメント系改良土・・・ 3～5日  
石灰系改良土・・・ 7～10日
- ② セメント系固化材による改良土は、六価クロムの有無について、平成3年8月23日付環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、土壌の汚染に係る環境基準に適用するものとする。
- ③ 土質改良土・泥土改良土に混合する再生材は、「静岡市盛土材料取扱基準」または「静岡市再生下層路盤材・再生基礎裏込材取扱基準」の規格に適合するものとする。

#### 4. 材料の使用承諾

(1) 採取場・生産設備の承諾

静岡市建設局土木部技術政策課（以下「技術政策課」という。）は、年度当初市内の盛土材料の販売業者（以下、盛土材販売業者という）に、次に掲げる資料を提出させ、立ち会いの上、必要な試験を実施し、その試験に合格した材料以外は使用しないものとする。

合格した盛土材料使用承諾有効期限は1年間とし通年とする。ただし、新規等で年度途中で合格した場合の有効期限は翌年度当初の検査時までとする。

材料の使用承諾について、新規・継続申請する場合は、事前に盛土材立会申請書（様式3）に下記の資料を添付して技術政策課に提出する。

- ① 採取・製造のために必要な関係法令に係る採取許可書等の写し
- ② 前年度土質試験結果調査表（別紙B）の写し（新規箇所は不要）

(2) 工事に使用する場合の承諾

- ① 請負者は、裏込め材・埋戻し材、路床材及び路体材を使用するときは、あらかじめ承諾を受けるものとする。
- ② 現場密度の測定は品質管理基準の道路土工等に準ずる。また、施工中に実施する品質管理（現場密度試験）に使用する最大乾燥密度については、生産施設の出荷日に適応した最新の試験結果を適用するものとする。

#### 5. 材料の検査

盛土材（建設発生土のうち工事間で流用する土砂を除く）の検査は、盛土材販売業者からの申請を受付後、技術政策課検査員の立会いのもと以下の項目について実施する。

(1) 書類審査

- ① 現地採取土砂がある場合は、採取計画認可書、採取に関する認可期間並びに採取、採取範囲及び内容の確認
- ② 原材料の受入れ時の確認状況がわかる書類の確認
- ③ 盛土材の出荷状況がわかる書類の確認

(2) 生産施設の現地検査

- ① 生産工程及び生産施設の確認
- ② 原材料受入れヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石

綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）

- ③ 生産物ストックヤードにおける木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含有産業廃棄物等の不純物や有害物等の混入の有無を確認（目視検査）

(3) 土質試験による品質検査

① 土質試験試料採取

材料の品質試験用の試料採取は、技術政策課検査員立会のうえ、生産物ストックヤードからランダムに抽出して採取する。

② 土質試験試料採取数

採取土取場が前年度承諾を得た土取場に変更がない場合は、試料数 3 試料とする。また、新規申請箇所及び土取場が変更になる場合は、試料数 6 試料とする。

③ 土質試験内容

材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとし、調査に要する費用は申請者が負担するものとする。

試験項目	試験方法	備考
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料又は 6 試料
土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料又は 6 試料
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料又は 6 試料
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料又は 6 試料
設計 C B R 試験(裏込め材・埋戻し材及び路床材にのみ適用)	JIS A 1211	3 試料又は 6 試料
粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	3 試料又は 6 試料 粒径 37.5～75 mm で実施

※鋳物砂再生材は、溶出試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）及び含有試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）を実施し、土壤環境基準に適合しなければならない。

※セメント及びセメント系固着剤を使用した土質改良土等を含む場合は、六価クロム溶出試験要領により、六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）に適合するものとする。

## 6. 材料の検査結果と通知

(1) 土質試験の結果提出

申請者は、土質試験の結果を土質試験結果報告書にまとめ、盛土材使用申請書（様式 4）に下記の資料を添付して技術政策課に提出する。

- ①土質試験結果報告書鏡
- ②位置図
- ③盛土材等採取土取場調査票（様式 1. 様式 2）

- ④調査結果総括表
- ⑤各材料試験データ
- ⑥写真（土取場全景及び資料採取状況）
- ⑦「盛土材一覧表（別紙A）」及び「土質試験結果調査表（別紙B）」
- ⑧溶出試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）結果及び含有試験（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）結果、溶出試験（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）結果（必要な場合）
- ⑨再生材の使用承諾書の写し（必要な場合）
- ⑩再生材の土質試験調査結果表（別紙B）（必要な場合）

(2) 土質試験結果報告書の審査

検査員は、現地で実施した書類審査、生産施設の現地検査と合わせて土質試験結果報告書の内容を審査する。

(3) 検査結果の通知

検査員は、検査結果に基づき、材料を承諾する場合は、盛土材の使用承諾について（通知）（別紙 5）に「盛土材一覧表（別紙A）」及び「盛土材土質試験結果調査表（別紙B）」を添付して盛土材使用申請者に使用承諾の通知を行う。また、「盛土材一覧表（別紙A）」を関係職員及び静岡県に通知する。

(4) 留意事項

盛土材料販売業者は、使用承諾を得た盛土材の品質に変化が生じた場合または、採取場または生産設備を変更する場合は、速やかに土質試験を行い、改めて承諾を得るものとする。

## 7. 河川築堤盛土材として望ましい品質規格

河川築堤盛土材は、市場の流通や検査体制が整備されるまでの間、暫定的に望ましい品質規格を定めるものとする。

・河川築堤盛土材

河川築堤盛土材は、河川土工マニュアル等に規定する品質及び施工性を満足し、次に掲げる規格に適合することが望ましい。

- ①75  $\mu$  m 以下の通過質量百分率：15～50%
- ②最大粒径：100mm以下
- ③透水係数（mm/s）： $1 \times 10^{-2}$ 以下
- ④水素イオン濃度（pH）：5.8～8.6

この改正は、平成 23 年 4 月 15 日から適用する。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

# 盛土材立会申請書

年 月 日

静岡市長 様

申請者

当社が生産・製造する盛土材の使用申請の承認を得たく試料採取の立会をお願いします。

記

材料品目	規 格

認可期間

--

責任者：

TEL：

FAX：

静建土技第 号  
令和 年 月 日

各 位

静岡市長  
(建設局土木部技術政策課)

令和 年度 盛土材（路床材・路体材）の使用承諾について（通知）

令和 年 月 日立会申請の提出がありました別紙盛土材について、静岡市が定める「盛土材料取扱基準」で規定する品質規格等に適合するので通知します。

なお、盛土材料使用承諾有効期限は1年（通年）とし、下記有効期限とします。また、工事現場に搬入される盛土材の品質は常に安定し、かつ基準に適合するものでなければならない。品質に変化が生じた場合または、採取場や生産設備を変更する場合は、速やかに土質試験を行い、改めて静岡市技術政策課の承諾を得てください。

使用期間 自 令和 年 月 日（承諾日）  
至 令和 年 月 日

記

材 料 品 目	規 格



別紙 B

盛土材土質試験結果調査表

会社名： \_\_\_\_\_

製品名称： \_\_\_\_\_

静岡市技術政策課

土取場所在地： \_\_\_\_\_

地区 No. : \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

項目	試料	令和00年00月			令和99年99月			平均	品質規格		備考
		1	2	3	4	5	6		裏込め材・埋戻し材・(路床材)	路体材	
土質記号								—			
粒度 4.75mm (4750 μm)	〃								25~100		
75 μm	〃								0~25	*50以下	
塑性指数	LL/PL							N. P/N. P	—		
	P I									10以下	30以下
設計 C B R	%								20以上		試料の C B R :
											設計に用いる C B R :
最大粒径	mm								40(100)以下	300以下	
自然含水比	%										
最適含水比	〃										
最大乾燥密度 ( ρ dmax)	g/cm <sup>3</sup>										E 法にて実施
ρ dmax × 0.95	〃										
ρ dmax × 0.90	〃										
礫のかさ比重	〃										

説明

- 土質試験結果をこの調査表に整理して調査を行う。
- \*50以下とは4750 μmふるい通過試料に占める75 μmふるい通過分の割合 (%)
- 設計 C B R のデータ調査
  - データの範囲：最大値 (MAX) ~ 最小値 (MIN)
  - 較差：MAX ~ MIN
  - 平均： $X = \sum Xi / N$
  - 標準偏差： $\sqrt{V} = \sqrt{((\sum (Xi - X)^2) / (N - 1))}$
  - 試料の C B R： $X - \sqrt{V}$   
試料の C B R：20未満の場合は路体材としての使用のみ可能

4. 設計に用いる C B R

- 裏込め材・埋戻し材・路床材については上限20.0%とする
  - 路体材については、試料の C B R 値が20%以下の場合はその値を採用し20%以上の場合は20.0%とする
5. 再生基礎裏込材は1試料とする